

北広島市と星槎道都大学との連携に関する協定書

平成 29 年 4 月 1 日付けで道都大学が星槎道都大学へ名称変更することに伴い、北広島市（以下「甲」という。）と星槎道都大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲と乙とが包括的な連携のもと、相互の資源を活用した連携を強化することを目的とする。

（連携内容）

第 2 条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 地域活性化に関すること
- (2) 地域支援に関すること
- (3) 地域人材の育成に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項

（連携の推進）

第 3 条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲と乙とで構成する連携協議会を設置し、必要な協議をおこなう。

2 連携協議会に関し必要な事項は別に定める。

（守秘義務）

第 4 条 本協定に基づく活動において、相手側より知り得た秘密条項について、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協議）

第 5 条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各 1 通を保有する。

平成 29 年 4 月 1 日

甲 北広島市中央 4 丁目 2 番地 1

北広島市長

上野 弘



乙 北広島市中の沢 149 番地

学校法人北海道星槎学園 星槎道都大学

学 長

山本 一孝

